

付録：各種ガイドラインなど

A．日本鉱物科学会年会開催のガイドライン

1. 運営委員長の選出について：

行事委員会は年会開催候補地案を幹事会に提案する。当該年会の2年前の理事会において、会長が年会開催候補地および運営委員長候補者を提示して承認を得る。当該運営委員長は、年会開催前年の第2回定例理事会に運営委員の名簿を提出する。新行事委員会のメンバーに少なくとも1名の地元運営委員を加える。現地運営委員長は理事会に出席し、意見を述べるができる。

2. 会期・時期について：

日数は、当分の間、3日間とする。ただし、特別な事情がある場合には、(あるいは委員長候補者)、行事委員会および幹事会の協議により会期を変更できる。3日間開催の場合、各種委員会はできるだけ前日に開催するほうがよい。第1回定例理事会は総会後に開催する。当分の間、開催時期は秋とする。

3. 会議の規模について：

300人規模とし、オーラルセッションとポスターセッションを設ける。ポスターセッションの規模は開催地の事情に合わせて、柔軟に対応する。

4. プログラム委員会について：

プログラム委員会を年会ごとに毎回設置する。プログラム委員会は、現地運営委員会の一部、行事委員会、それ以外でプログラム構成に必要な会員で構成する。プログラム委員長は、互選により選出される。運営委員長はプログラム委員長を兼任できない。

5. 現地運営委員会、プログラム委員会、学会事務局の役割分担について：

・現地運営委員会：

- (1) 日程の決定
- (2) 会場の確保
- (3) 会場の用具（プロジェクター、スクリーンなど）やアルバイトの手配と配置（生協等に委託しても良い。受託業者の選択は現地運営委員会が行う）
- (4) 企業展示の募集
- (5) 巡検を行う場合、そのコース決定と実施、案内書の作成
- (6) 懇親会場の確保と懇親会の実施
- (7) 会期中の運営全般

・プログラム委員会：学術プログラムのみを担当する。

- (1) シンポジウム、受賞者講演および一般講演を扱う。一般講演の募集方法や日程の決定、座長（座長依頼はセッションコンビーナーが行う）の決定。
- (2) 招待講演者への依頼、講演プログラムの編成を行う。招待講演依頼はプログラム委員会が行うが、受賞者講演者への依頼については会長が行う。
- (3) 電子ジャーナル講演要旨集の編集責任。（なお、プログラム委員会の指示を受けて編集、公開作業全般は学会事務局が行う）。

・学会事務局：

- (1) 年会事務局として、各種申込の受け付け。
- (2) 行事委員会の指示を受け年会プログラム作成、公開作業を行う。電子ジャーナル講演要旨集の編集はプログラム委員会の指示を受け事務局が行い公開作業をする。年会HP作成、書き換え作業、企業展示対応（学会HPバナー広告作業も含む）は運営委員会の指示を受けて事務局が行う。
- (3) 会期中の受付および参加登録費などの費用徴収等。会場の用具（プロジェクター、スクリーンなど）やアルバイトの手配と配置は運営委員会が、当日受付業務は学会事務局が主に行う。互いに連携を深め、無駄のない効率的運営に努める。）

6. 学会運営に必要な部屋とその占有時間について：

- (1) 総会、受賞者講演会（2～3時間、300人規模、1部屋）
- (2) オーラルセッション（3セッション同時進行可能、各100人規模、計3部屋）。実際のセッション数はプログラム委員会の決定による。シンポジウムにも使用する。
- (3) ポスターセッション（最大150）。
- (4) 各種委員会の部屋：第1回定例理事会（50人規模）。将来企画委員会、渉外委員会、博物館委員会、新鉱物・命名・分類委員会委員会、教育普及委員会、IMA 小委員会、JMPS、GKK 編集委員会（50人規模）。全開催日程を庶務幹事が予め運営委員会に届け出る。
- (5) 企業展示室（50人規模、件数により1、2室）、受付（50人規模）、休憩所・PC準備：（50人規模）、LOC本部（50人以下でも可）

7. 電子化への対応について：

講演申込はWEB講演申込みシステム上で行う。会告の速報（含、プログラムの詳細）を学会ホームページに掲載する。それに関する年会WEBページは広報幹事の指示を受けて事務局が作成、管理する。WEB講演申込みシス

テム対応窓口はすべて事務局とする。

8. 会告について：

・9月末開催の例

会告（その1）：日時・場所・締め切り等，申込詳細・シンポジウム詳細等の原稿を3月末まで学会事務局に送る。
会員への年会アナウンスは5月中旬までに学会ホームページ公開する。

会告（その2）：プログラム詳細等を8月中旬までに年会ホームページに掲載する。

上記会告（その2）はGKK学会誌へ掲載はしない。

9. 電子ジャーナル講演要旨集について：

参加登録費を支払った参加者のみ限定で，年会開催期間中とその前後に公開する。その後6か月後以降に年会HPに一般公開する。

10. 若手の会について：

若手の会の開催を奨励する。学会より補助を行う。終了後，開催内容の報告と会計報告を行う。

11. 若手研究者の表彰：若手研究者による研究のより一層の進展と活性化をはかることを目的として優秀な研究発表を行った学生会員に対し，「日本鉱物科学会研究発表優秀賞」（最大で4名）を贈呈する。

講演番号，講演題目及び受賞者名をGKK，学会HPに掲載する。

また，奨励金の支援を受けた受賞者は成果報告書を提出し，GKK，学会HPに掲載する。

12. 経費および会計について：

金銭出入は現地運営委員会において行う。但し，準備金が必要な場合は会計幹事に申し出ること。巡検および懇親会の経費は独立採算制で実施する。年会終了後，第2回定例理事会にて会計報告を行う。

13. 企業展示について：積極的にを行うのが望ましい。

14. 参加登録について：

参加登録料（電子ジャーナル要旨集閲覧権込み）の分類は，会員（一般），会員（学生，院生），非会員（一般），及び非会員（学生，院生）とする。

参加登録料及び懇親会費の金額は現地運営委員会が決定する。

年会登録料および懇親会費の事前登録を勧める。また，事前登録割引を認める。

15. 登壇資格：

共著者が会員で，登壇者が初めて参加し講演をする場合は，全く資格を問わない。しかし日本鉱物科学会が自分の研究発表をする場であると判断し，同年内あるいは翌年以降続けて研究発表をしようとする場合は，会員になって頂く。つまり，2回目以上となる登壇者は，会員に限ることとする。

16. 申し送りについて：

運営委員長は次期開催地の運営委員長と行事幹事に必要事項を申し送る。

17. 年会の運営資金について

学会から現地運営委員会への年会の運営資金の拠出は継続するので，必要な場合は会計幹事に申し出ること。

18. 被表彰者の参加費について

(1) 表彰者は懇親会に招待し，その懇親会費用は，現地運営委員会ではなく，萬次郎賞，櫻井賞も含め全賞について学会が負担する。（学会賞・奨励賞・論文賞基金から支出する。）

(2) 表彰者の参加登録費は，萬次郎賞については萬次郎賞基金から，応用鉱物科学賞は学会賞・奨励賞・論文賞基金から支出する。その他の賞については，受賞者に参加登録費を支払っていただく。

日本鉱物科学会賞：懇親会に無料招待，参加登録費はいただく。

渡邊萬次郎賞：懇親会，年会共に無料招待。

日本鉱物科学会論文賞：懇親会に無料招待，参加登録費はいただく。

日本鉱物科学会研究奨励賞：懇親会に無料招待，参加登録費はいただく。

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞：懇親会，年会共に無料招待。

櫻井賞：懇親会に無料招待，参加登録費はいただく。

このガイドラインは，法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

B. 論文賞表彰のガイドライン

1. 論文賞受賞者は，連名の場合でも会員のみを授賞対象とする（非会員には授賞しない）。

2. 賞状は会員それぞれに，個別に贈呈する。

3. 念品は1個とし，代表会員（筆頭著者またはそれに準ずる）に贈呈する。

4. 授賞通知は，会員のみ個別に配付する。

5. 懇親会招待は代表会員1名とし，学会賞・奨励賞・論文賞基金から懇親会費を現地運営委員会に支払う。

このガイドラインは，この規則は，法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

C. 会員逝去の場合のガイドライン

1. 名誉会員と会長経験者について：
会長あるいは名代が葬儀に参列し香典を供える。会長、名代とも参列ができない場合や密葬の場合は甲電を送る。学会名で供花を供える。香典と供花は、あわせて2万円程度（香典1万円、供花1万円、ただし葬儀会場で用意できる花が1万円を超える場合は最も安価なものとする）。
2. 現役の役員（会長、副会長、理事、監事、幹事）について：
会長および副会長は名誉会員と会長経験者に準ずる。その他役員には、甲電を送る。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

D. 論文賞授賞適格論文認定に関する委員会内規

（選定方法）

1. 審査対象論文は受賞年の年初から遡って3ヶ年以内の掲載論文とする
2. 委員は、あらかじめ審査対象論文より各2編を選考候補論文として推薦する。この際は論文に順位はつけない。また、簡単な推薦理由を委員会に公示する。委員会は、各委員の推薦論文のリストを作成する。
3. 委員会は2回の投票と審議によって、授賞適格論文を選定する。投票と審議の対象になるのは、各委員より推薦された論文とする。
4. 投票は一位を2点、二位を1点として集計し、各対象論文の得点順位を決定する。
5. 第二次投票は第一次投票の五位までの対象論文について投票を行い、得点数により上位2件以内を選定する。
6. 審査委員が著者に含まれる審査対象論文については、当該委員の投票は得点に加算されず、他委員からの投票数を総投票数に規格化して得票数とする。

（投票の成立）

7. 第一次および第二次の各投票は委員定数の過半数の委員からの投票がなかった場合には締切り後2週間以内に再投票を行う。なお、再投票によって過半数に満たない場合には適格論文無しの認定を行う。

（選定基準）

8. 第一次投票の結果、得点数4未満の論文は第二次投票の審査対象論文から除く。
9. 第二次投票の結果、得点順位が二位以内であっても得点数が10未満は授賞対象から除外する。

（授賞適格論文の認定）

10. それぞれの投票結果および投票者名は集計後各委員に通知される。
11. 第二次投票結果を基に委員会の審議を経て授賞適格論文を認定する。

この委員会内規は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

E. 研究発表優秀賞の選考ならびに海外渡航支援制度に関するガイドライン

（選考方法）

1. 年会での研究発表優秀賞の選考について、本会に「研究発表優秀賞選考委員会」を設ける。
2. 委員会は10名の委員で構成され、委員は委員長によって、一般会員の中から指名され、理事会で承認を受けた後、会長がこれを委嘱する。
3. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに、選考結果を会長に報告終了までとする。毎年その半数を交代する。再任は妨げない。
4. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
5. 委員会は、授賞に値する研究発表を選定し、選考結果を会長に報告する。

（海外渡航支援制度の内容）

6. 研究発表優秀賞を受賞した学生会員に対し、海外の学会等で研究成果を発表する或は海外で調査・研究を行うことを支援するため、奨励金を与える。
7. 海外渡航支援を受ける期間は、受賞から1年以内とする。
8. 支給する額は、本会の旅費規程に基づく実費相当の額とし、一件あたり上限を5万円とする。
9. 授賞後に申請された支援については、次年度の委員長が決定する。
10. 同一人物に対する研究発表優秀賞の授与は回数を制限しないが、支援は1回とする。
11. 本賞を受賞した発表論文の講演番号、講演題目および受賞者名を年会報告とともにGKK、学会HPに掲載する。
また、海外渡航支援を受けたものは帰国後に海外渡航支援の成果を報告することとする。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

付則 2018年9月22日改正

F. Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS) 学生論文賞に関するガイドライン

1. 本会に日本鉱物科学会 Journal of Mineralogical and Petrological Sciences 学生論文賞（以下、学生論文賞）を設ける。
2. 授賞対象論文条件について
 - (1) 学生会員である筆頭著者が在学中または卒業・修了後6カ月以内、もしくは学籍を外れてから6ヶ月以内に Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS) に投稿した論文（article, letter）を対象とし、鉱物科学の発展に特に寄与した論文に対して贈呈する。
 - (2) 過去あるいは同年に研究奨励賞・日本鉱物科学会論文賞を受けた会員も受賞できることとする。
 - (3) 同一人物に対する学生論文賞の授与は回数制限しない。
 - (4) 受賞年の年初から遡って2ヶ年以内に JMPS に印刷公表された論文とする。但し 審査時期に退会、不明、会費未納の場合は審査対象としない。
3. 学生論文賞の選考について本会に「JMPS 学生論文賞選考委員会」を設ける。選考委員は本学会会員である JMPS 編集委員が担当する。選考委員長は JMPS 編集委員長とする。選考委員が共著者であった場合は選考委員を辞退する。JMPS 編集委員長が対象論文の共著者であった場合、選考委員長は先任の副編集委員長が担当する。両副編集委員長も対象論文の著者であった場合、選考委員は選考委員長を互選する。選考委員会委員の任期は JMPS 編集委員の任期と同じとする。
4. 選考は上記2の条件に該当する授賞対象論文のリストに基づき、選考委員会が授賞に値すると認めた原則2編以内の論文を選び、選考理由を添えて第2回定例理事会の日までに会長に報告する。
5. 会長は理事会に諮り、その承認を得て JMPS 学生論文賞受賞論文を決定する。
6. 総会において賞状を贈呈する。また、受賞論文筆頭著者の受賞年の学会会費を無料とする。
7. 英文名：Japan Association of Mineralogical Sciences JMPS Best Paper Award for Student Scientists

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

付則 令和元年(2019年)10月1日改正

G. 日本鉱物科学会表彰に関するガイドライン

1. 本学会は、一般社団法人日本鉱物科学会運営細則第26条第1項に規定された、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献が認められた個人あるいは団体に対して、日本鉱物科学会表彰を授与する。
2. 会員は、個人あるいは連名で、鉱物学の普及あるいは本学会への多大なる貢献があった個人あるいは団体を、日本鉱物科学会表彰対象者あるいは団体として推薦することができる。その際、推薦理由を具体的に示した任意の様式の推薦書を事務局に提出する。推薦は随時受け付ける。
3. 推薦があった場合、庶務幹事は直近の理事会に提案し、多数決を持って授与の可否を決する。日本鉱物科学会表彰授与者あるいは団体には、総会において賞状を授与する。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

H. 発表講演などのキャンセルガイドライン

1. 講演などのキャンセルが WEB 講演申込み完了登録後から、プログラム編成中、または、年会 HP 上でのプログラム公開前までの場合
 - 1) 社会通念上認められる理由でキャンセルの申し出があれば、基本的に講演などのキャンセルを認める。なお、申込者からキャンセルの申し出がない場合でも、発表にあたって共著者の許諾がない、盗作の疑義など特別の事情によりキャンセルが適切な場合は、プログラム委員会と担当セッションのコンピーナー間で検討し、講演をキャンセルする場合がある。
 - 2) コンピーナーに報告した上で、当該講演を WEB 講演申込みサイト内でキャンセルの操作をする。それ以降、プログラム編成、年会 HP 上プログラムの公開、電子ジャーナル講演要旨（以下講演要旨）WEB 公開など一切をしない。
 - 3) 講演申込者がこの1の時点まで参加登録費を納めた場合、WEB 講演申込み利用や講演プログラム作成などの諸費用がかかっているため、参加登録費は半額を返金する。講演要旨 WEB 公開サイトの情報は通知しない。
 - 4) 講演申込者がこの1の時点まで参加登録費を納めていない場合、参加登録費は半額を請求する。講演要旨 WEB 公開サイト情報は通知しない。
 - 5) 講演申込者でない参加予定者がこの1の時点まで参加登録費を納め、参加をキャンセルした場合、参加登録費は全額を返金する。
2. 年会 HP 上プログラム公開後から年会開催前の講演要旨 WEB 公開準備中までに講演などをキャンセルする場合
 - 1) 社会通念上認められる理由で取り下げの申し出があれば、基本的に講演などのキャンセルを認める。
 - 2) 年会 HP 上のプログラムでは講演番号だけを残して「キャンセル」の文字を入れた訂正版で公開しなす。
 - 3) 発表会場では、講演番号を残すため、口頭発表の場合は、コンピーナーと相談しその講演時間は休憩などの対策を講じてもらう。ポスターの場合は、そのボードを空けて「キャンセル」の貼紙をする。
 - 4) 年会開催前の講演要旨 WEB 公開準備中であれば、当該講演番号と「キャンセル」と記載した掲載ページに差し

替え、その他の発表内容は削除し掲載しない。但し、講演要旨は、基本的に講演申込みの結果であり、実際の講演の実施や内容を保証するものではないため、そのまま講演要旨の WEB 公開をすることがある。但し、その講演がキャンセルされていることを明示する。

- 5) 年会終了後の年会 HP に公開する講演要旨電子ジャーナルでは一切公開せず、当該講演番号は欠番となる。
- 6) 講演申込者がこの2の時点まで参加登録費を納めた場合、WEB 講演申込み利用、講演要旨 WEB 公開作業などの諸費用がかかっているため、参加登録費は全額返金しない。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。
- 7) 講演申込者がこの2の時点まで参加登録費を納めていない場合、参加登録費は全額を請求する。納入確認後、希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。
- 8) 講演申込者ではない参加予定者がこの2の時点まで参加登録費を納め、参加をキャンセルした場合、講演要旨 WEB 公開作業中なので参加登録費は半額を返金する。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。

3. 年会開催直前の講演要旨 WEB 公開後から当日までに講演などをキャンセルする場合

- 1) 社会通念上認められる理由でキャンセルの申し出があれば、基本的に講演などのキャンセルを認める。
- 2) プログラム公開済み、講演要旨 WEB 公開済みなので訂正できない。但し年会 HP 上のプログラムでは講演番号だけを残して「キャンセル」の文字を入れた訂正版で公開しなおす。
- 3) 発表会場では、上記2-3)と同様の対応をする。
- 4) 講演要旨 WEB 公開サイトは削除などできない状況なのでそのまま講演要旨を掲載することとなるが、その講演がキャンセルされていることを年会 HP などで明示する。
- 5) 年会終了後の年会 HP への公開は上記2-5)と同様の対応をする。
- 6) 講演申込者がこの3の時点まで参加登録費を納めた場合、上記2-6)と同様に参加登録費は全額返金しない。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。
- 7) 講演申込者がこの3の時点まで参加登録費を納めていない場合、参加登録費は全額を請求する。納入確認後、希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。
- 8) 講演申込者ではない参加予定者がこの3の時点まで参加登録費を納め、参加をキャンセルした場合、講演要旨公開済みなので参加登録費は全額返金しない。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

I. 日本鉱物科学会賞選考委員会に関するガイドライン

(選考委員が推薦人の場合)

1. 選考委員会委員が推薦人となる場合、その委員は選定の審査に参加しないこととする。

(公募記事の記載事項)

2. 推薦の提出書類には、次の5項目を記述すること。
 - 1) 候補者の氏名、所属及び連絡先(住所、E-mail アドレス、電話番号)
 - 2) 推薦者の氏名、所属及び連絡先(住所、E-mail アドレス、電話番号)
 - 3) 受賞対象となる業績題目とその具体的内容(日本語で1500-2000字程度、あるいは英語で500 words 程度)
 - 4) 業績リスト(これまでの i) 査読付き原著論文と ii) 著書及び総説等を分けて記述し、そのうち iii) 主要業績10点を明示してください)
 - 5) 候補者の略歴

このガイドラインは、2019年10月1日から適用される。

J. 一般社団法人日本鉱物科学会年会での招待講演に関するガイドライン

1. このガイドラインは日本鉱物科学会年会でのスペシャルセッションまたはシンポジウム開催における招待講演者とその講演への対応について規定するものである。

2. 招待講演

(1) 年会スペシャルセッション

招待講演者はコンピーナーが選び、原則として各セッション1名までとする。

但し、コンピーナーの要請で複数名に依頼する場合は、会計、庶務幹事を交えて行事委員会と協議して決める。コンピーナーは、講演を依頼する方の氏名とメールアドレスのリストを作成し、WEB 講演登録開始前までに行事委員会委員長へ提出すること。

なお、行事委員長名で、招待講演者に対してメールで講演依頼の文書を送付する。

(2) シンポジウム

招待講演者はシンポジウム主催責任者が選び、原則として2-4名前後とする。

招待講演者への依頼はシンポジウム開催責任者から講演依頼の文書を送ることとする。

学会主催のシンポジウムの場合は、会長名で講演依頼文書を送る。

3. 招待講演者の講演時間

(1) スペシャルセッション

基調講演となるような発表に関しては、コンピーナーの裁量で講演時間を設定できる。

但し、全体の時間が限られているので、最終的にはプログラム委員会の提案に従う。

なお、通常の講演時間は質疑を含めて15分とする。

(2) シンポジウム

基調講演となるような発表に関しては、シンポジウム主催責任者の裁量で講演時間を設定できる。

但し、全体の時間が限られているので、最終的にはプログラム委員会の提案に従う。

なお、通常の講演時間は質疑を含めて15分とする。

4. 参加登録費・懇親会費、交通費について

(1) 招待講演者が非会員の場合、参加登録費と懇親会費は無料とするが、交通費は原則として招待講演者が負担する。

但し、招待講演者の交通費について、コンピーナーやシンポジウム主催責任者から本会会計負担の要請があった場合、会計、庶務幹事を交えて行事委員会と協議して決めるが、支給は年会外部補助金、懇親会剰余金が見込まれる場合のみ可能となる。

(2) 招待講演者が会員あるいは共催学会会員の場合、通常の会員価格で参加登録費や懇親会費を負担する。

このガイドラインの変更は理事会の議を経ること。

このガイドラインは、一般社団法人日本鉱物科学会設立の登記の日に遡って適用されるものとする。

K. 一般社団法人日本鉱物科学会年会におけるシンポジウム開催に関するガイドライン

1. シンポジウム企画概要提案書を、開催1年前である前年度第1回定例理事会に提出して審議承認を得ることとする。

2. 通常セッションとの平行開催とするか単独開催とするか、および招待講演者リストを含むシンポジウム企画書（決定案）は、開催年の第2回定例理事会に提出して審議承認を得ることとする。

このガイドラインの変更は理事会の議を経ること。

このガイドラインは、一般社団法人日本鉱物科学会設立の登記の日に遡って適用されるものとする。

L. 一般社団法人日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考ガイドライン

1. 選考委員会は、推薦のあった候補者の業績に基づき審査を行い、議論または投票により原則1名を選び、理事会へ推薦する。

2. 候補者が1名の場合は、当該候補者の推薦の可否を議論または投票により決定する。

3. 候補者が複数の場合は、選考方法について議論を行い、適切な方法により推薦候補を決定する。

4. 選考委員が候補者もしくは推薦者となった場合は、選考には加わらないものとする。

このガイドラインは、2020年6月1日から適用される。